

「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」について（案）

1 経緯

- 「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」の策定については、策定根拠や国の消費者教育推進基本方針の内容、本県の状況や他県の計画内容等の観点から検討を行ってきた。
 - ・「やまなしの消費生活安全を進める会」からの提言・要望（H23.12）
 - 「消費者の権利の確立、推進・実効性を確保するための総合的な消費者基本計画を県民参加で策定してください」
 - ⇒「計画は、全国の半数程度が条例の規定に基づき策定している。必要性を検討する」
 - ・消費生活審議会における委員からの提案（H24.10）
 - 「消費者被害の撲滅や消費者教育を促進するため、消費者基本計画の策定が必要である」
 - ⇒「消費者基本計画については、消費者教育推進法も踏まえた中で策定するか否かを判断したい」
 - ・H25 当初予算への調査、策定準備経費の計上
 - 計画策定の是非等を議論するための審議会（3回）開催予算を計上し、関連資料を整理し庁内調整を進める。
 - ・消費生活審議会における説明（H25.4）
 - 「消費者教育推進法に基づく国の基本方針及び平成26年度国の概算要求等の状況を踏まえ、行政計画としての必要性、緊急性や審議会の役割を含めて検討する」

消費者基本計画

- ・「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」を基本理念とした、消費者基本法（H16）に基づく消費者施策推進のための国の中長期計画（基本事項を定めた理念型の計画）

消費者教育推進計画

- ・「消費者の自立支援と権利（消費者教育の機会の提供）」と「消費者市民社会の形成」のための、消費者教育推進法に基づく県及び市町村の中長期計画（消費者基本計画の目的を達成するための実現型の計画）

2 対応

- 「消費者基本計画」の策定は当面保留し、「消費者教育推進計画」を先行して、本年度中に策定する。
 - （理由）
 - ① 消費者教育推進計画策定の必要性、緊急性、重要性がより高いこと。
 - ・同計画が法定計画であることに加え、各県においても速やかに計画を策定し、国が支援するとされている。（法第10条、国の基本方針（H25.6））
 - ・体系的な消費者教育の推進と消費生活センターの消費者教育・人材育成の拠点化が来年度の国予算の重点事項となっている。（H26 消費者庁概算要求（地方消費者行政活性化

交付金 10 億円の内数))

- ・市町村においても、県計画を踏まえた消費者教育推進計画の策定が必要であり、地域・学校等様々な場における実質的な連携強化のため、策定に際し県として指導、支援する必要がある。
- ② 消費者教育推進計画に位置付ける基本的方向の考え方や具体的な個別施策は、基本計画の施策等の重要な部分を占める見込みであること。
- ・国及び各県の基本計画の構成する施策等の大半は、消費者教育推進計画の策定の中に包含される。
 - ・計画策定について審議する組織運営（消費生活審議会、消費者教育推進計画は「地域協議会」の設置が義務）に混乱や非効率が危惧される。
- ③ 県民（消費者）に対し、実効性のある行政計画として明瞭に説明をする必要があること。
- ・基本的な方向性や考え方を同一とする二重的な計画の同時策定は、実質的な関係機関、団体等との連携強化や県民への明確なアピール性に鑑み、的確性に欠ける。

※消費者基本計画の策定については、消費者教育推進計画の見直し時に、

- ・消費生活相談、消費者事故等の動向や状況変化
- ・関連法令（消費者安全法の改正、消費者裁判手続き特例法（集団的消費者被害回復に係る訴訟制度）の成立、食品表示一元化法の施行など）の改正と運用状況
- ・国の消費者基本計画の見直し（H26）や国の消費者教育推進基本方針の見直し（H27）の状況
- ・県総合計画（チャレンジ山梨行動計画）の推進状況

などを総合的に判断し、根拠規定（県消費生活条例の改正）の整備と併せて検討する。